



かつまた竜大 議会報告



12月定例会報告 一般質問

いちかわGIGAスクール構想の進捗状況と課題

2021年市川市議会12月定例会は11月29日に開会し12月14日に閉会しました。今年度一般会計補正予算案等の議案が審議されました。主な議案である補正予算案（第10号）は、男性市議がパワーハラメントをしていたとする問題に関する第三者調査委員会を設置する為の関連費用78万円を削除した修正案が提出されて、その修正案が可決しました。（かつまた竜大は修正案に反対）その後、村越市長が審議のやり直しを求める「再議」が行われましたが採決で否決されて補正予算案（10号）は廃案となりました。詳細は市川市議会が作成する「いちかわ市議会だより」が2月12日に発行されますので、ぜひこちらもお覧になってください。

かつまた竜大は一般質問で、三つの項目について質問をしましたが、この議会報告では「学校教育（いちかわGIGAスクール構想）について」、質問と答弁、まとめを報告します。

学校教育について

質問（1）いちかわGIGAスクール構想の進捗状況と課題について伺う

答弁 進捗状況は、学校ではデジタル教科書の利用や学習支援ソフトを活用した意見交流、タブレットを使った小テストなどを実施している。持ち帰りを実施している学年については、自宅でタブレットを使用して行った課題をオンラインで提出したり、タブレットを連絡帳替わりとして利用したりしている。また、持ち帰ったタブレットを利用して、WEB会議で保護者会を実施した学校や、通常の時程より早めに下校して、6時間目の授業をオンラインで行った学校もある。

課題は、利用開始から間もないこともあり、学校ごとに活用状況や教職員のスキルに差があること。今後は活用が進んでいない学校をサポートするとともに、「プログラミング学習」や「WEB会議を利用した有識者や他校との交流」など、学習活動をより充実したものにするよう、教職員の活用スキル向上を図る。

質問（2）ICT教育のメリットとデメリットについて伺う

答弁 ICT教育のメリットは、一斉学習の場面においてネットワークの機能を使うことで、教職員が児童生徒一人一人の反応や考えを即時に把握し、共有することが出来ることや、観察や実験、グラフの学習等で変化の様子を動画等で記録することで、現象をより詳細に分析するなど、従来の授業では難しかったことが実現できるようになったこと。

また、ICT機器を効果的に活用することで、特別な支援を必要とする様々な児童生徒に対して、今まで以上によりきめ細かな対応をすることが出来ることや、個別最適化した学びを提供することなども大きな進歩だと捉えている。

ICT教育のデメリットは、オンライン上の電子掲示板に代表されるような「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」いわゆるSNSが、児童生徒にとって身近なものになることで、様々なトラブルに巻き込まれる可能性が増すこと。

また、授業の形態がICT機器を使用したものばかりに偏ってしまうことで、従来から大切にしてきた「書くこと」や「声に出して読むこと」などが疎かになってしまうこと、デジタル教材や授業支援ソフトを多用しすぎることによる、実験不足やコミュニケーション不足などが考えられる。

デメリットへの対策 これらの問題に関しては、配布している学習タブレットでは、SNS関連のアプリを使用できないように設定したり、ICT機器の効果的な活用法をテーマに教職員研修を開催したりして対応をしている。引き続き、児童生徒への情報モラル教育の推進をはじめとした対策を講じる。

（※）質問は裏面に続きます。

いちかわGIGAスクール構想とは

いちかわGIGAスクール構想の「GIGA」とは「Global and Innovation Gateway forAll（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味します。2019年（令和元年）に開始された、全国の児童・生徒1人に1台のコンピューター（タブレット端末）と高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組みを基にしています。いちかわGIGAスクール構想では、「1人1台のタブレット」と「学校の無線環境」「インターネットを利用した学習システム」を整えることで、市川市の教育理念である「人をつなぐ未来へつなぐ 市川の教育」を推進します。

ICT教育とは

ICTとは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」を意味します。ITという言葉もありますが、ITよりもコミュニケーションの重要性が強調されていて、ネットワークを利用した情報や知識のやり取り、それを教育現場で活用するのがICT教育です。

右が保護者向けリーフレットになります。以下の二次元バーコードから詳細をご確認ください。



いちかわGIGAスクール構想
人をつなぐ 未来へつなぐ

GIGAスクール構想とは
GIGAとは「Global and Innovation Gateway forAll」を意味します。ITよりもコミュニケーションの重要性が強調されていて、ネットワークを利用した情報や知識のやり取り、それを教育現場で活用するのがICT教育です。

- 児童生徒1人に1人にタブレットが1台配付(貸与)されます。
・小・中・高4年生～小・中・高3年生 令和2年度配付
・小・中・高1年生～小・中・高3年生 令和3年度まで配付予定
- タブレットの活用で、授業がさらに充実します。
・子ども同士で互いに高め合う学びが促進されます。
・授業との距離を通じて自分の考えをぶつけたり深めたりすることが可能となります。
・1人1人の個性や得意分野に応じた学びが促進されます。
・子ども同士の交流や考えをまとめた成果物や発表が促進されます。
- 児童生徒はタブレットを学校の授業だけでなく、持ち帰って家庭でも活用します。
・デジタルドリルや調べ学習、家庭学習の充実を図ります。
・学校からの配付物を大切に保管し、学習と活用をつなぎます。

※保護者向けリーフレットの詳しい内容は、市川市教育委員会が作成したリーフレットをご覧ください。
※市川市教育委員会が作成したリーフレットは、市川市教育委員会のホームページに掲載されています。

再質問 インターネットには情報が溢れすぎていて、ICT機器を活用することで、発見した喜びや学ぶ意欲が薄れるのではないかと懸念しているが、どのように考えるか見解を伺う。

答弁 ICT機器を効果的に活用 単に調べ学習の道具としてタブレットを利用するのではなく、「調べる」に加えて「考える」「話し合う」「まとめる」などのツールとして、タブレットを活用することで、児童生徒にとって、より魅力的で充実した学習活動を展開できると考えている。

今までの実践とICT機器 一方で、従来通り「文字の形を整えること」を目的とした学習では、鉛筆とノートを使用して書いたり、「読む力をつけること」を目的とした学習では教科書を持って音読したりするなど、アナログとデジタルをバランスよく効果的に取り入れることが非常に重要だと考えている。

かつまた竜大のまとめ
一昨年からのコロナ禍において保護者を中心とした市民からオンライン教育やICT教育といったパソコン（タブレット）やインターネットを活用した教育のデジタル化に関しての問い合わせを受けてきました。世間では様々な意見がありますが、実際に市川市の教育現場ではどのような取り組みがされているかを今回初めて質問をしました。私はアナログとデジタルを組み合わせた教育が求められていると思いますが、答弁からはそれはバランス良く行われていると捉えました。今後の展開に注視しながら学校現場にも訪問して見守りたいと思います。

「いちかわ生活よりそい臨時特別給付金」(世帯所得合計200万円以下の課税世帯を対象)について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、国の制度として「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」が給付されます。

一方、市川市では独自施策として、12月議会に追加議案として提出された「いちかわ生活よりそい臨時特別給付金」が成立しました。これは「住民税非課税世帯に対する特別給付金」(以下「国の給付金」)のうち、年間所得が200万円以下の所帯であっても世帯構成(例えば扶養家族がない等)の差により課税世帯となることによって、国の給付金を受けられない方々(世帯)への支援策として1世帯当たり10万円の給付を市川市独自で行うものです。

給付対象者

- ・基準日(令和3年12月10日)時点で市川市に住民登録があり、かつ令和2年分の世帯構成員全ての合計所得金額が200万円以下の課税世帯。
- ・「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の対象ではない世帯。

申請方法

2月上旬から順次、対象と思われる世帯には市川市から確認書を発送いたします。確認書には前回の特別定額給付金(10万円支給)の際にお伺いした金融機関の口座等を記載しますので、口座番号等に変更がないかご確認いただき、確認書を返送してください。

給付額

1世帯当たり10万円
(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と重複受給することはできません。)



上の二次元コードから、詳しい説明サイトへアクセスできます。
市民の生活に「寄り添う」制度です。ぜひ、ご確認ください。

市独自の給付金：いちかわ生活よりそい臨時特別給付金

対象：所得金額200万円以下の課税世帯等
※世帯構成員全ての合計所得金額を合算
対象世帯数：約40,000世帯
給付額：1世帯当たり10万円
以下、赤枠内の世帯が対象となります。

所得	~100万円	100万円超~200万円
課税世帯	7,282世帯	32,522世帯
非課税世帯	44,588世帯	2,474世帯

国の給付金：住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

対象：非課税世帯等
※課税されている方が1人もいない世帯
対象世帯数：約47,500世帯
給付額：1世帯当たり10万円
(上表のうち非課税世帯が対象となります)

発行者 市川市議会議員 かつまた竜大
所属会派 立憲民主・社民
住所 〒272-0023 市川市南八幡 4-12-5-906
電話 047-379-9203 ファクス兼用
eメール ryudai_katsumata@yahoo.co.jp